

別冊

国民生活基礎調査 損害賠償補償事業

の ご案内



一般財団法人 厚生労働統計協会
Health, Labour and Welfare Statistics Association

目次

1 補償の対象	2
2 補償金額	3
3 補償金が支払われない場合	3
事故発生時の手続き	4
「損害賠償事故補償金」請求時の留意点	5
国民生活基礎調査損害賠償事故報告書	7

「国民生活基礎調査損害賠償補償事業」 の概要

この損害賠償補償事業は、統計調査員及び指導員（以下、「統計調査員等」という。）の皆様方が、調査活動中において調査活動に起因して生じた事故による調査対象者などの第三者への損害賠償に対して所定の補償金を支給するという一般財団法人厚生労働統計協会の公益目的事業です。

したがって、皆様方が掛金をお支払いになる必要はありません。

なお、統計調査員等自らが調査活動中に事故やケガの災害に遭った場合は、従来どおり、「地方公務員災害補償法」により別途、公務災害補償を受けられますことから本事業の対象とはなりませんのでご注意ください。

1 補償の対象

統計調査員等の皆様方が、調査活動中（自宅と担当地区の往復途上を含む。以下同じ。）において調査活動に起因する偶然の事故により、第三者に損害を与えたり、又はその財物に損害を与えたことによって法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金及び費用の合計額をお支払いします。

具体的事例としては、調査先の呼びベルや玄関の花瓶を誤って壊してしまった場合や自転車で調査活動中に誤って行人にケガをさせてしまった場合などがあります。

2 補償金額

(1) 補償の内容

- ① 法律上の賠償責任に基づいて被害者に支払うべき賠償金
- ② 被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用
- ③ 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬

(2) 補償限度額

賠償対象	補償限度額	
身体賠償	被害者1名当たり	3,000万円まで
	1 事故当たり	3,000万円まで
	免責金額（1 事故当たり）	1,000円
財物賠償	1 事故当たり	500万円まで
	免責金額（1 事故当たり）	1,000円

3 補償金が支払われない場合

- (1) 自動車、オートバイなどの車輛の所有、使用、管理によって生じた賠償責任
- (2) 統計調査員等の故意によって生じた賠償責任
- (3) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
- (4) 統計調査員等と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (5) 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変又は暴動によって生じた賠償責任
- (6) 統計調査員等が所有、使用又は管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
など

事故発生時の手続き

損害賠償事故補償金の請求を行う場合（自動車の事故を除く）

損害賠償事故が発生した場合には、次の手順にしたがって事故報告の手続きを行って下さい。

調査員・指導員のみなさま

『「国民生活基礎調査損害賠償補償事業」のご案内』（本冊子）のP.7の【国民生活基礎調査損害賠償事故報告書】を切り取り、所定の事項を記入し、保健所又は福祉事務所の調査担当者に確認依頼を行って下さい。

書類は事故後30日以内に速やかに当協会までご送付下さい。

詳しくは、P.5「損害賠償事故補償金」請求時の留意点、（1）をご参照下さい。

保健所・福祉事務所

調査担当者の方は、【国民生活基礎調査損害賠償事故報告書】の記入内容を確認した上、記名・押印をし、事故を起こした統計調査員等にお渡し下さい。

なお、保健所又は福祉事務所の担当者の方は、その写しを2部取り、1部を保管するとともに1部を都道府県・指定都市・中核市の保健・社会福祉統計主管課の担当者の方に送付して下さい。

調査員・指導員のみなさま

保健所又は福祉事務所で記名・押印をしてもらいました【国民生活基礎調査損害賠償事故報告書】を一般財団法人厚生労働統計協会に事故後30日以内に送付して下さい。

一般財団法人厚生労働統計協会

事故査定担当者（保険会社に委託）は、「国民生活基礎調査損害賠償補償の請求書類」を統計調査員等に保険会社から送付いたします。

必要に応じて、統計調査員等に電話等で確認（審査）を行います。

調査員・指導員のみなさま

「国民生活基礎調査損害賠償補償の請求書類」に必要事項を記入し、事故査定担当者（保険会社に委託）に送付して下さい。

一般財団法人厚生労働統計協会

事故査定担当者（保険会社に委託）より、査定・確認後、統計調査員等の銀行口座に補償金を振り込みます。

「損害賠償事故補償金」請求時の留意点

事故が発生した後の補償金請求の手続きについては、原則として統計調査員等と当協会で行うことになります。

統計調査員等からの照会等に備え、留意すべき点をいくつか記しますので、参考にして下さい。

(1) 事故報告書の提出時期について

事故の日から30日以内に連絡がない場合、補償金を支払えない場合がありますので、「国民生活基礎調査損害賠償事故報告書」は早めに送付して下さい。

たとえば、賠償事故で賠償額が確定していない場合等でも、「国民生活基礎調査損害賠償事故報告書」は、事故が発生した時点で、すみやかに送付して下さい。

「国民生活基礎調査損害賠償事故報告書」事故の原因・状況・程度の記入例

- (例1) 調査活動中に、自転車で走行中に路地から歩行者が飛び出してきたのでぶつかってしまい足首に捻挫を負わせてしまった。
- (例2) 調査活動中、調査世帯の玄関ガラスを破損し、取り替え費用1万円を支払った。

(2) 補償金請求書類について

統計調査員等が当協会の事故査定担当者に提出する補償金請求書類は次のとおりです。

【損害賠償事故補償金】

種類 \ 事故内容	身 体 賠 償	財 物 賠 償
保険金請求書	●	●
示談書	●	●
診断書	●	
治療費の領収書	●	
損害物の写真		○
損害物の修理見積書		○

(注) ●印は必ず提出するもの、○印はケースに応じて提出するものです。

上記以外にも、場合により必要となる書類があります。

注意

1. 賠償額の算出（示談）について

相手方（被害者）と示談される場合は事前に、必ず事故査定担当者（保険会社に委託）にご相談下さい。

事故査定担当者（保険会社に委託）にご相談がないまま相手方（被害者）と示談金を決定された場合、補償金を全額お支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

2. 補償金の振込について

相手方（被害者）又は修理業者に直接補償金を振り込む場合には、保険金請求書の保険金支払指図書に、指定された口座をご記入下さい。

国民生活基礎調査損害賠償事故報告書

一般財団法人厚生労働統計協会

調査員・指導員	住 所	〒 電話 — —				
	性 別	男 ・ 女				
	氏 名	フリガナ				
	生年月日	大 ・ 昭 ・ 平		年 月 日		
事故の概要	日 時	年 月 日 時 分頃				
	場 所	都道府県	市郡	区町村	丁目	番地
	事故の原因 事故の状況・程度					
治療に当たった医療機関	医療機関名	担当医師名				
		電話 — —				
賠償事故の被害者	住 所	〒 電話 — —				
	性 別	男 ・ 女				
	氏 名	フリガナ				
	生年月日	大 ・ 昭 ・ 平		年 月 日		

上記の事故は、国民生活基礎調査の調査活動中に発生した事故であることを認めます。

年 月 日

都道府県
指定都市 名
中核市

保 健 所
福祉事務所 名

課名・係名

調査担当者

印

補償金等請求に関する詳細については下記までご照会下さい。

一般財団法人 厚生労働統計協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町4-9

小伝馬町新日本橋ビルディング3階

電話 03-5623-4123 FAX 03-5623-4125

国民生活基礎調査
損害賠償補償事業
の
ご案内